相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区下末吉三丁目六二一番地、最後の住所横浜市鶴見区下末吉三丁目一二番一号　被相続人　亡　橋本　久幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

横浜市戸塚区戸塚町一二一番七　オセアン戸塚町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市西小田原町四六番地、最後の住所愛知県豊橋市大国町四九番地

被相続人　亡　鈴木　和之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

愛知県豊川市中央通二丁目一三番地豊川中央通りビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　奥田　綾一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市高横須賀町四丁目一二二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂野　正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

愛知県半田市柊町一丁目二一五番地一一

相続財産管理人　弁護士　山崎　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市津門西口町一〇〇番地、最後の住所兵庫県西宮市西宮浜四丁目一五番三号ウエルライフ西宮

被相続人　亡　菅　マツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

兵庫県西宮市和上町五番一〇号　明治安田生命ビル八階ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芦原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市三宅町ロ一二八五番地、最後の住所島根県益田市東町九番二三号

被相続人　亡　堀野　哲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

島根県益田市東町三三番九一号

相続財産管理人　田原　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区神下三七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　元川百々香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

事務所岡山市北区野田屋町二丁目五番七号川崎行成司法書士事務所

相続財産管理人　川崎　行成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市王越町乃生一四番地、最後の住所高松市太田上町七三番地九

被相続人　亡　乃村千榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十三日

事務所香川県高松市天神前九番一五号歌谷ビル三〇二　加藤・犬伏法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　創一

無縁墳墓等改葬公告

納骨「らいはい所」管理規定第十二条に基づき、納骨「らいはい所」使用承認の取消並びに遺骨改葬をすることとなりましたので、納骨「らいはい所」使用者及び死亡者・埋葬者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期限までにお申し出のない区画は、使用権の取消並びに遺骨改葬をいたしますのでご了承下さい。

平成二十三年七月十三日

一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市中区門前町一番二三号

一、墳墓等の名称　本願寺名古屋別院納骨「らいはい所」

一、改葬納骨堂区画並びに使用者本籍　埼玉県普通区画一階を—〇八〇　久保モモエ（故・久保隆雄）　神奈川県　特別区画一階は—一一三　前田正節（故・前田憲民、前田タケ）　東京都　特別区画一階ほ—〇一一　笠井利夫（故・笠井重吉）　愛知県　特別区画一階い—〇三六　井浪忍（故・山田盛二、山田竹一、山田やつ）、特別区画一階い—一四三　浅川ひとみ（故・水谷俊恵、松澤田鶴子）、特別区画一階ろ—一八一　松本憲雄（故・松本誠一）、特別区画一階ほ—〇五九　近藤政勝（故・近藤政義）、特別区画一階へ—〇〇七　川崎英雄（故・川崎静子、川崎明子）、特別区画一階ち—〇二五　加藤ちゑ子（故・加藤英治郎）、特別区画一階り—〇三三　富永みどり、特別区画一階り—〇六二　神谷孝臣（故・神谷昭臣）、普通区画一階る—一二三　佐藤勝則（故・柴田治三）、普通区画一階る—一六五　細貝智（故・細貝秀功）、普通区画一階か—一四七　服部侃郎（故・服部志な）、普通区画一階わ—〇〇三　尾関きぬ子（故・諸戸つる、諸戸兼尾）、普通区画一階わ—〇三九　梅田鋼太郎（故・梅田源吉、梅田たかを）、普通区画一階わ—一〇六　杉浦勝（故・杉浦フユ子）、普通区画一階た—一一三　福田リツ子（胎児）、普通区画一階た—一一五　岩嶋民平（故・岩嶋ひめ）　岐阜県　特別区画一階い—一三一　野村ゆき子（故・野村昭二）、特別区画一階ち—〇八八　高橋はな（故・高橋友三）

一、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市中区門前町一番二三号　宗教法人　本願寺名古屋別院　輪番　和治　教文

債権申出の催告（第一回）

当企業年金は、平成二十三年六月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月十三日

東京都品川区西五反田四丁目三二番一号

東日カーライフグループ企業年金

清算人　吉村　隆治

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年７月 13 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ヒューマン・エコ　②東京都知事(2)82660　③代表取締役　宇住晃司　④東京都中央区日本橋人形町三丁目11番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋人形町三丁目11番８号　株式会社ヒューマン・エコ　代表取締役　宇住晃司

①株式会社関西満陽　②大阪府知事(5)34670　③代表取締役　湯前満男　④大阪府東大阪市永和１丁目13番11号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府東大阪市永和１丁目13番11号　株式会社関西満陽　代表取締役　湯前満男